

## グリーンワーキンググループ（第2回） 議事概要

1. 日時：平成24年10月31日（水）10:00～12:16
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：  
（委員）安念潤司（委員会構成員）、大上二三雄（委員会構成員）、伊東千秋、  
伊藤敏憲、金谷年展、松村敏弘  
（事務局）中原参事官、小村参事官
4. 議題：  
（開会）  
（1）エネルギーに関する事業者ヒアリング  
（2）意見交換  
（閉会）

### 5. 議事概要：

○小村参事官 それでは、時間でございますので第2回「規制・制度改革委員会グリーンワーキンググループ」を開催いたします。皆様方には御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。本日はエネルギーに関する事業者ヒアリングを行いますのでよろしくお願い致します。

今後の進行は安念委員にお願いしたいと思います。

○安念委員 おはようございます。よろしくお願い致します。

今日の議題はエネルギーに関するヒアリングでございます。まず、一般社団法人太陽光発電協会様より御説明をお願いいたします。恐縮でございますが、15分程度で御説明をいただければと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○太陽光発電協会 本日はヒアリングの機会を与您いただきまして、誠にありがとうございます。太陽光発電協会から幹事、さらに事務局長が参りました。今日は特に第3クールでは工場立地法、さらに電気事業法を含めて非常に緩和していただきまして、特にメガソーラー等の普及には大きく貢献しております。ありがとうございます。

2ページ目、太陽光発電協会は太陽光発電を普及するための団体でございまして、9月末現在会員は147社ございます。特にメーカーだけではなく、それを普及するための周辺技術、さらに施工・販売、いわゆる太陽光発電を普及するための全ての事業者が参加しております。そういう意味では中立的な普及団体とお考えください。

本日の主題でございますが、様々資料を付けておりますが、13ページに飛んでいただきたいと思っております。13ページ以降が私どもの今後考えております規制緩和でございます。

まず1番目の内容でございますが、特に今、電気工作物に関しましては、主任技術者制度ということで、第1種、第2種、第3種のカテゴリーで運営していくための保安の基準がございます。

第1種に関しましては、主に電力会社の発電所。

第2種に関しましては、電圧が17万ボルトまでの基準でございます。

第3種は5メガまでで、いわゆる5万ボルトというのが今の基準になっています。特にメガソーラーに関しましては、2メガクラスの高圧の上限のところにしわが寄っているわけでございますが、23年末現在、第1種は約1,200人。第2種は全国で約6,300人。第3種は11万6,000人ということで、第2種の方、メガソーラーが今後増えていけば足りなくなるのではないかと考えております。

そこで、まず1点目の緩和措置でございますが、要望としては太陽光発電に関する電気主任技術者の保安監督範囲の拡大でございます。特に第3種電気主任技術者の監督範囲は太陽光発電に関しては、先ほど申し上げたとおり現在5万ボルトということなのですが、いわゆる特高配電線の場合には6万6,000ボルトが一番多い分野でございますので、現在の第3種の5万ボルトを7万ボルトまで上げていただければ、基本的に大きくメガソーラー等の保守、運営が円滑に行えるだろうと思います。

安全面の問題は、特に太陽光の場合は回転機と異なりまして、直交変換機を介しまして、問題があればすぐに自ら、止める措置ができます。そういう意味では、特に回転機と違う面での安心・安全がキープできるというのが1点目でございます。

次に2点目は、現在、2メガ以上の場合には兼任要件というのがございまして兼任ができないのですけれども、2メガ未満の中でも、例えば同じ場所に違う事業者が来た場合、親子関係がないと兼任ができない仕組みになっています。ここは、できれば主従関係がある形の契約がとれるのであれば、事業者の兼任、主任技術者の兼任をやってもいいのではないかとということが2点目の要望でございます。

めぐりまして3点目は、これは今、申し上げた主任技術者要件自体が現在2メガ未満まででございますが、先ほどの1番目の要請が可能であれば、5メガまで緩和してもいいのではないかとこのポイントでございます。特に第3種の場合は非常に技術的にも第2種と大きく変わっておりません。太陽光発電の場合は先ほど申し上げたとおり直交変換機ですので、安全面でのキープもできるだろうという点、1、2、3が主任技術者に関係する部分でございます。

次に4点目は、これは今、メガソーラー等の接続の場合、特別高圧につながるの送電線でございます。2メガクラスのもので配電線でございます。配電線の場合は、必ずつないだ配電線が変電所のバンク、いわゆる変圧器へつながるわけですが、つなぐ場合の制約条件としては、例えば2メガを申し込んでもそのバンク、フィーダーの潮流自身が最も少ないときは、ある程度そこで制約されてしまいます。そうしますと年間で最

も少ないときの制約条件で2メガを申し込んでも、1メガしかできないケースがございます。

そのときに、変電所側のバンク、変圧器の部分を、そのバンクだけではなくて隣、あるいは変電所の中のバンクとある程度共有化することによって、バランスが保てれば、その分が広がってくるのではないかと。基本的には蓄電池をつけるなど様々な措置がありますが、最も安く今の系統の制限を緩和できる措置ではないかと。

一方ここは、ガイドラインの中ではバンクは超えてはいけないという方法に今はなっておりますが、そこはある程度運用の面でできるのではないかと。ですから、一つの例としては後ろの方に書いてございますが、ページを振ってないのですが17ページのところが今、私が申し上げた内容のイメージでございます。

左側がいわゆる送電網でございます。右側が配電網です。右側の配電網の変電所から下の部分に低圧配電線まで含めた配電線がつながっているのですが、2メガ以上の大型の特別高圧はこちらの送電線につながります。ところが2メガ未満、特に1.990のところ集中しているのです。これは配電線でございます。したがって、ここの変電所の中のバンクの部分を少々超える範囲であれば、ある程度運用で普及の制限が広がるだろうということでございます。図示したのが下の逆潮の部分でございます。

こういう形で非常にこれは簡単ではないと私もは思っております。ある意味ではこういうバンクの調整を一つのきっかけとしていろいろなことができるのではないかと、実証ということからスタートしてもいいのではないかと。

例えば18ページ、これは電力中央研究所がNEDOの委託研究を受けまして、変電所同士をうまくつないで、変電所1と2をループ化する。全てできるわけではないのですが、ある程度変電所間のバランスをうまく保つためのループコントローラという考え方もできると思っています。これは実証しておりますので、実際には緩和措置として特定の変電所を決めて、こういうものを行うことによって、ある部分は今後の可能性が出てくるのではないかと御提案でございます。

次に5点目は、これは農地法の問題で、特にメガソーラー等を行う場合もなかなか農地を簡単には転用できないということで、実際の要望があってもできない状況が結構ございます。そういう中で改善要望としては、今の農業をしながら、例えば上の部分に太陽光をつけて、実際にそれを導入できないかということで、要望内容として、農地・耕作放棄地を利用した太陽光の整備。いわゆる営農型の太陽光ができないかということでございます。最後19ページ、イメージはこういうことでございます。

お米を作っているケースもございますが、実際にこれは三重県でなされているケースでございますけれども、上の部分に太陽光をつけて、下で実際の農業活動ができるということで、既存の農地法の農転を行わなくても、こういうことができる例でございます。

このような形がある程度進むとすれば、ある意味では農地法での制限を少々緩和しながら、事業者自身が農業を営みながら、再生可能エネルギーが導入できるのではないかと、御提案申し上げました。

16 ページは、初めに説明した部分で若干説明が足りない部分を補足させていただきます。

これは例えばケース AAA の場合ですと、同じ敷地の中に事業者さんがおられて、そこに貸し屋根とかそういうものをつけて、新たに B 事業者さんが発電事業をやった場合、先ほどの制限ですと、A と B に資本関係がないと実際に兼任ができないのです。そこは資本関係がなくても、ある程度、問題があれば主になる人の指示に従うという契約ができるのであれば、これは何ら問題ないのではないかとというのが私ども産業界の提案でございます。

以上、5 つの提案でございますが、1、2、3 に関しましては、主任技術者関係。4 番に関しましては、バンクの逆潮流。5 番に関しましては、農業関係の活用ということでございます。

以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。委員の方から御質問・御意見がありましたら、お出してください。

金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 5 番は何かの法律を緩和するということではなく、ということなのでしょうか。

○太陽光発電協会 運用の面でこういうことができるので、ある程度実際にやっている自治体がおられるので、具体的に広げることができるのではないかとございまして。農地法自体を変えなくてもできるので、事例として紹介することでも、各導入したい方に広がっていくのではないかとございまして。

○金谷委員 コストが結構掛かるのですか。

○太陽光発電協会 そうです。ですからそこは、実際に導入された方自らの経済性と、営農するところの部分のバランスだと思うのです。あくまで事業者がそういうものを作りたい場合に、農転をしなくてもこういうことをやるのであれば、事業としてその方のリスクでできると思います。

○金谷委員 分かりました。

○安念委員 他にいかがでしょうか。

一点伺いたいのですが、1 の御要望ですけれども、これは 6 万 6,000 ボルトの特高配電線の設備は、今は 2 種技術者であれば保安監督範囲に入っているのですか。

○太陽光発電協会 おっしゃるとおりです。

○安念委員 その場合、これは試験とか資格という話になると必ず出てくることなのですが、6 万 6,000 ボルトをカバーできるだけの知識とか経験というものを、この第 3 種

の技術者が一般論として持っているのかという話に必ずなるわけですよ。よく法律の世界ですと、いろいろな士業がいて、そういう人々がもう少し仕事の範囲を拡大してくれというときに必ず、特に弁護士会が出てくるのですが、いやいやそういう仕事をするための試験科目が入っていないではないかと来るのですよ。似たような議論をして、多分この場合も起きると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○太陽光発電協会 おっしゃるとおりだと思います。実際には5万ボルトと6万6,000ボルトがどう違うのだという議論だと思うのです。基本的には変わらないのです。ですから、ある意味では日本の配電線の一番多いところの部分が、一つのいわゆるスレッショホールドのレベルだと思うのですけれども、むしろそこに合わせていいのではないかと。5万ボルト自体が非常に制約されているのかなと。設備的には大きく変わらないと我々は認識しています。これが1万2,000ボルトとか2万2,000ボルトというレベルもございますが、実際には5万ボルトまで認められているわけです。内容的に見ても、技術のレベルとか、実際の技術の熟度に関しても基本的には同じだと我々は考えています。

17万ボルトと言うと話はちょっと違うと思うのですが、少なくとも通常の高圧配電線の6万6,000ボルトというのは最も一般的な例ですから、そこまで広げることができればと。

さらにもう一步踏み込めば、他のものとは別に、太陽光というのは先ほど申し上げたとおり回転機ではないという意味ですから、もしそういう制限があるとすれば、太陽光だけにある程度線を引いてもいいのではないかと思うのです。むしろ、実際の設備認定からいたしましても、非常に条件が多いのです。

ここは協会の担当から説明をいたします。

○太陽光発電協会 まず高圧と特別高圧、御案内のとおりですけれども、5万ボルトも特別高圧ですし、7万ボルトも特別高圧。そこに大きな差があるのかというところが一つ。今回お願いしているのは太陽光に限ってということで回転系ではありませんし、安全担保では大きく変わるものではないと思っております。

例えば経済産業省で7月から始まりました固定価格買取制の9月末までの、ここは太陽光発電設備ですよと認定を受けないといけない。この認定を受けているのが1メガ以上で全国に218カ所あるのですが、そのうち北海道が50数カ所あります。やはり先ほど言ったように第2種の保有者が6,000人くらいしかおりません。これは通った人で、本当に活動されているかが何人かは分かりませんが、平成9年から試験をしております。そのうち北海道に何人おられるか今日は調べておりませんが、2ヶ月くらいで50数カ所、これからずっと続くわけですから、3年間非常にプラスアルファなどもありますから、どんどん入ってくると思います。そういうところに対して緩和をしないといけないというのが一番大きいところであり、なおかつおっしゃったように技術的な差というのはそんなにはないと認識しております。

○安念委員 いかがですか。伊東委員、どうぞ。

○伊東委員 質問なのですが、一般的にほとんど66Kですよ。66Kあるのを知っていて5万ボルトとしたというのは、決めた人以外分からないのでしょうかけれども、それをわざとやらせないように5万ボルトにしたということはないのでしょうか。

○太陽光発電協会 委員がおっしゃるとおりだと思いますが、そこは私どもは規制当局ではございませんので、むしろ経済産業省、いわゆる原子力安全・保安院にお問い合わせいただきたいと思います。

○安念委員 松村委員、どうぞ。

○松村委員 今の質問は、こういうことだと思います。仮に理由はないとの説明を信じてこちらから経済産業省に問い合わせ、理由のない規制の緩和を要求したら、こういう理由があってやったのだと言われたら私たちは引き下がらざるを得ないのです。規制当局はこういう理由と言うだろうが、その理由はやはりおかしいではないかという、そういう類の知恵があったら教えてください。予め知っていれば対応の可能性が広がります。そういう意味ではないかと思うのですが。

○安念委員 そのとおりですね。

○太陽光発電協会 先ほどから申し上げている太陽光発電の特異性というのは、ある意味では回転機はない。なおかつ電圧面でも非常に一定であるし、電圧抑制がかかれば自ら止まるし、そういう意味では他の装置と違う意味で、いわゆる系統連系の中でも電気事業連合会としても切り分けられております。そういうスタンスの延長で行けば、逆に他の自家発電と違います。あくまでこれは太陽光発電に限って7万ボルトまでいいのではないかというのが論拠でございます。

○安念委員 そうしますと、ロイヤル的には2つの論点があって、一つは5万ボルトだって66Kだって行っていることは同じではないかという実質論。これは太陽光かどうかの問題ではない。一般的に5万ボルトか66Kかの問題です。

もう一つは、太陽光発電というのはタービンをぐるぐる回して、電磁石をぐるぐる回す荒っぽい道具は要らない。だから、太陽光発電は太陽光発電で独則なのだという論点。どちらのほうの説得力はありますか。

○太陽光発電協会 太陽光発電だからということでやっていただけた方が説得力はあると思います。

○安念委員 多分そうでしょうね。

○太陽光発電協会 一般論に持っていくよりも、そこに持っていった方が多分、門は広がるのではないかと思います。

○安念委員 大上委員、どうぞ。

○大上委員 第2種と第3種で随分数が違うということは、やはりそれだけ現状かなりハードルが違うのだらうと思われるのですが、そのハードルの中で太陽光発電だからこれは要らないのではないかとか、ある程度特定できるようなものなのですか。

○太陽光発電協会 まずくりといたしまして、第1種というのは大きな火力発電所とかいわゆる電力会社の発電所。第2種は電力会社の変電所というイメージです。ですから、そういう意味では1種、2種の枠組みというのはやむを得ないと思うのですが、やはり太陽光発電の部分は先ほど申し上げたとおり、ほかの発電と違う特性というのは大きくあるので、むしろその部分で切り分けるしかないのかなと思っております。

○安念委員 分かりました。

技術的な特性で太陽光発電については特例を認めてほしいという理論武装ができるものかどうかということになりますので、これは協会と連絡をとりながら、教えていただきながら我々も考えたいと思います。

それと、他の点ですが、2の同一敷地内の話なのですが、同一敷地というのをどのように定義するかという点については、どのようにお考えですか。

○太陽光発電協会 これは電気事業法の中でも、同一敷地の中で電気工作物があるということは、いわゆる屋根貸しの中での議論があるわけです。イメージとしては正に屋根貸しをした際に、AさんBさんが違っていった場合にはそれぞれ用意しなければいけない。そこを一緒にしてくれという、分かりやすく言うとそういう考え方です。

○安念委員 それはよく分かるのですが、問題は同一敷地というのは所有権か何かによって確定できるものではないので、そういうのがずるずる広がっていくのではないかとおっしゃる方が中にはいる。それについて、同一敷地はどうやって確定するのだろうかというのはどうでしょうか。

○太陽光発電協会 確定する必要があるかどうかは、今、同一敷地内で親子関係がある場合は認められておりますので、親子関係があるかないかだけの論点でそこを論破いただければ、どこまで広がるではないかという論点は、もともとあるものからやり直さないといけないという感じがしますので、もしできればそういう形でやっていただければと思います。

○安念委員 既存の同一敷地という定義はそのまま承継することにして、親子関係がなくて兼任してよい場合はどこまでだということですか。契約関係とかそういうものによって何かしら担保するということになるのでしょうか。

○太陽光発電協会 基本的に同一敷地内。一般論で言えば所有者が同じとか、そういうある程度のくりがあるかと思うのですが、元の論点になるとちょっとやばいので置いておきまして、そういう中で何らかの契約関係が当然必要になりますので、契約関係があればとか、そういう前提があればいいかと思います。

○安念委員 この点はいかがでしょうか。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 電力の特定供給のときに、親子関係以外でというのでやったときには、組合方式とか、そういう形での契約という範囲で認めた経緯はあったかと思うのですが、

単に契約関係があればということよりも、もう一步踏み込んで、保安面でそごがないような契約と、そういう形での論点提示の可能性というのはありますか。

○太陽光発電協会 保安点からいけば通常時は問題ないと思うのですが、例えば停電時とか解列の考え方だと思いますので、その辺りは確かにおっしゃるような微妙な部分があるかと思えます。ただ、同じ主任技術者が兼任ですから、1人が同一敷地内で行うということで、物理的な問題としては他の2人が行うのとそんなに変わりはないという論点でいくしかないのかなと思っております。

○太陽光発電協会 ですから、基本は保安面でそごがないことということが一つの大きな要件なのではないかと思えます。

○大上委員 そこに何らかの制約要件というのを提示されても、それは議論の余地があるということですね。

○太陽光発電協会 やはり勝手にAさんBさんがばらばらになって調停できないということが一番困る問題ですし、安全が担保できなくなってしまうわけですから、そこは基本的に両者がちゃんとAさん、Bさんに従うのだというそごがない仕組みが基本だと思います。

○大上委員 余りに広過ぎるとか、余りに沢山あり過ぎるとやはり問題ではないかということもあるでしょう。

○安念委員 伊東委員、どうぞ。

○伊東委員 やはり4番について。これはやはり結構ハードルが高いような気がして、逆にループのほうがちょうど通信業界で言えば交換機からインターネットに変わったという意味で、私はとても前向きで、こちらは逆も正もないのです。

逆にこういうことを、これからどんどん積極的に特定のところから推進していきましょうよという方が、むしろ前のいろいろな逆潮流のことに対して総点検をするということよりも、前向きに進むのではないかという気が個人的にはします。

○太陽光発電協会 おっしゃるとおりで、基本的には今回この内容をお願いしたのは、土俵に乗せていただきたいというところでございまして、一部こういう研究はしておりますけれども、今のところその部分は、先ほど当協会幹事からも話があったように、実証実験等から始めるとか、要は一つ一つ緩和していくための足がかりという形で今回提案しました。これを今回載せるのは本当に大丈夫か、いろいろな反発があるのではないかなど、議論がありました。

昨年も少し話は違いますが、柱上トランスの問題を出ささせていただきました、残念ながら解決はしなかったのですが、今年も出すか出さないか。それによっていろいろ議論が沸いてきたということもございまして、そういう意味でも、今回、伊東委員がおっしゃったように一つの足掛かりとしてということでお願いしたいと思えます。

○安念委員 この点、他の方々はいかがですか。

伊藤委員、どうぞ。



○伊藤委員 これはループパワーコントローラーを使うケースですけれども、一般にこの分野でございますと起因者責任ということで、原因をつくった方がそのコストを負担することが前提になるケースが多いのですが、今回の提案というのは、ループパワーコントローラーの投資に関わる費用負担を、原因をつくった太陽光発電事業者が負担するというを前提に提案なさっているのでしょうか。

○太陽光発電協会 そこが非常に難しく、原因者の特定ということ自体を、本当に実証できるかということも一つあります。

もう一つは、こういうことをやっていく中で、最初の先端事業者がそこを本当に持たないといけないのかという議論は、別の議論として乗せていきたいとは思っております。

ただ、冒頭言いましたように、実証等を含めて、必要な部分は行っていかないといけないと思っております。では、全て発電事業者が持つかという話になりますと何とも言えないところかなと思っております。

○伊藤委員 ということだと、結局昨年議論したポルトランスと同じところに帰結してしまって、多分そこで膠着してしまう可能性が高いような印象を持ってしまいます。ポルトランスのケースが、現実には電力会社の独自判断によってポルトランスの増設が行われて、改修しているケースがあるのですが、ループパワーコントローラーとポルトランスのコストが2桁以上違いますので、とても簡単に判断できる話ではないように思うのです。

○太陽光発電協会 確かにコストの部分は、全部きれいな提案をさせていただくのが一番いいと思うのですけれども、冒頭言いましたように、議論をどこに帰結させるかは想定されるところはいろいろあるかと思いますが、提案という形でさせていただきたいということでございます。

○伊藤委員 分かりました。

○安念委員 松村委員、どうぞ。

○松村委員 今の点であれば、例えばコストを負担してくれるなら行ってもいいですよという対案が電力会社から返って来て、それで議論。そもそもその段階まで現在では到達していないわけですね。だから、少なくともその段階まで行ってほしいという要望だと思います。

○太陽光発電協会 おっしゃるとおりでございます。

○安念委員 恐らく問題はそもそも技術的に可能かという問題と、可能だとしてコストを誰が負担するかという2段階で、多分第2段階の方が深刻な問題です。というのは、御案内のとおり今、電力会社は全然お金がありませんので、とてもではないが無袖は振れないよとおっしゃる。それはそれで現実として認めないといけない、とはいえこれは太陽光発電固有の問題ではなくて、PPSを含めた全発電事業者共通の問題ですから、検討する価値があることは言うまでもないわけです。

どうでしょうか。太陽光発電協会さん固有の問題ではないということで、一般的な論点として取り上げるというのは意味のあることだろうと思います。ちょっとまた改めて検討させていただきたいと思います。

それでは、お時間となりました。

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

御存じだと思いますが、資格の問題というのは結構地雷原なのです。上級の資格者から沽券に関わると言って文句が出ます。

(説明者交替)

○安念委員 では、次はいつもおいでいただいて恐縮でございますが、株式会社エネット様から 15 分程度でお願いできますでしょうか。

○エネット エネットでございます。15 分以内で納まるようにお話しさせていただきたいと思います。

資料ですけれども、前回 1 月の段階で会社概要を御説明させていただいたので、その後の取り組みを簡単に触れた上で、そういう取組を広げる観点からどんな課題があるかをお話しさせていただければと思います。

2 ページ、会社概要です。現在、右下のところがございますが、規模としては、自社の発電所、株主の発電所に加えて全国 9 エリアから 100 カ所以上の余剰電力を購入して、今、1 万 2,000 件のお客様に供給しています。

3 ページ、供給力の中の構成、円グラフのところになります。3 分の 2 弱が天然ガス、1 割程度がバイオマスやごみ発電等を中心とした再生可能エネルギー、という発電構成でございます。

4 ページ、昨今のスマートの流れを受けて、我々として供給者ではありますけれども、需要側との協調によって需給バランスをいかに図るかという観点から、ここ数年来取り組みを行っておりまして、代表的なものとしましては、下に 6 点ほど例を挙げさせていただいているのですが、マンションに住んでいる一般家庭のお客様に向けたデマンドレスポンスサービス、法人向けデマンドレスポンス、CGS のお客様を対象としたデマンドレスポンス。これ以外にもネガワット・アグリゲーションであるとか、復興地域を対象としたスマートコミュニティの構築、運営サービス等に取り組んでおります。

このうちの 3 つ程特徴的な例をつけさせていただいてございまして、5 ページ、これは昨年の夏から開始したマンション向けのデマンドレスポンスサービスでございまして、見える化以外に家庭向けの時間帯別電気料金メニュー、海外ではピークタイムリベートと言われておりますが、エネットの需給状況に応じて随時節電のお願いをするような、節電ポイントサービスというサービスを提供しております。

6 ページ、今年のデータはまだ精査中ですが、昨年夏の 7～9 月の 3 カ月間のデータで、左側が時間帯別電気料金サービス、右側が随時の協力をお願いするサービス

で、どちらのケースにおいても、このサービスによって昼間のピーク時間帯の電力抑制に貢献することが検証されております。これをいかに効率的に広げていくかというのも重要なポイントかと思っております。

7 ページ、昨年の実績を踏まえて企業向けに今年の7月からデマンドレスポンスサービスを開始してございまして、家庭用で行っているような時間帯別電気料金サービスであるとか、ピークタイムリバートのサービスに加えて、企業ですので、多少のリスクがあってもより安いほうがいいという方向けにクリティカル・ピーク・プライシングと言われている緊急時ピーク課金料金、このようなメニューを追加しております。

真ん中のところに名前を出していいと言われているお客様の例を出させていただいておりますが、我々はこういったメニューを様々な業種、業態の方と協調しながら行っております、こちらはまだデータを取りまとめ中ではありますが、節電が去年定着化した中でも、さらに需給逼迫時の協力を得るような手応えを着実に得ている状況でございます。

8 ページ、これは大阪ガスと連携して行っているのですけれども、CGS を導入しているお客様を対象に、エネットが需給逼迫になったときに、CGS の余力をたき増していただくことで、系統からの供給力というのを一時的に抑制するようなコージェネを使ったデマンドレスポンスサービスというの、今年の6月から開始させていただいております、こちらを着実に成果が上がり始めている状況でございます。

こういったスマート関係のサービスを含めて、本日規制・制度改革要望というのを持参させていただきました。

10 ページ、前回1月に電力システム改革に関するものも非常に多かったのですけれども、28項目ほど提案させていただいたものでございます。

11 ページ、こちらが本日お持ちさせていただいた7点の目次になります。切り口としては「再生可能エネルギー普及」「スマートコミュニティの推進」「その他の電力取引関連」という観点です。グレーで塗ったところは経済産業省の電力システム改革専門委員会の方と絡むので色を落としていますけれども、これらの観点から、7点ほど簡単に御説明させていただきます。

12 ページ、こちらは「再生可能エネルギー普及に向けた系統利用ルールの改善」ということで、系統利用ルール自体は電力システム改革専門委員会と関係するものではあるのですが、こちらについては、現在、我々としては再生可能エネルギーの調達に比較的積極的に取り組んでいるということではあるのですが、現状の系統利用ルール、プラスマイナス3%の同時同量ルールというのを踏まえると、太陽光発電であるとか、風力発電という天候に非常に左右をされる電源の調達量が限定になってしまう。

この7月の固定買取制度に伴いまして、我々のような新電力も買取対象事業者として認定していただいているのですけれども、こちらの方が制約があるがゆえになかなかこれらの発電設備を調達することが難しいということがございまして、これらの自然環

境によって変動を受けるような電源というのは、新電力のような個別の事業者で同時同量を行う対象とするのではなくて、系統全体で行うという視点に持って行って、必要な負担は行うという、別のルールを行う措置を行っていただきたいというのが 12 ページの要望でございます。

13 ページ、電力システム改革専門委員会でインバランスの透明化という観点と非常に関係する部分なのですが、スマートコミュニティにおけるアグリゲーター事業であるとか、蓄電池の導入というものを考えたときに、電力系統部門が行っている需給逼迫にかかる需給調整コストを明らかにしないと、なかなかスマートコミュニティの事業性確保という観点からも難しいということで、一応つけさせていただいておりますが、こちらは電力システムの改革の中での検討と併せてということになるかと思えます。

14 ページ以降が特にこちらでお願いしたい項目になりますので、少し補足も入れながら説明させていただきたいと思えます。

14 ページは、スマートメーターに対する要望でございます。それも現在自由化をされているお客様向けのスマートメーターに対するものなのですが、いろいろな新聞報道などで取り上げられていますが、スマートメーターの標準化というのが検討として進んでいるのですけれども、こちらのメーターの標準化の対象が今、家庭向けのものに限定されておりまして、既に過去から導入している高圧以上の自由化対象のお客様向けのスマートメーターというのは、旧来の遠隔通信機能付きのメーターというのが継続的に採用されているという状況です。

どんな問題があるかと言いますと、ユーザー側でデータを取り出すときに、アナログインターフェースのところからパルス信号でキロワットアワー情報等を取り出すという仕組みのものになっています。このため、例えばお客様が BEMS などでエネルギーマネジメントをやりたいというときには、このパルスをキロワットアワーに変換するような装置だけでも数万円から十数万円掛かるのですけれども、そういった追加的な投資をしないと、BEMS を有効に動かすことができないという問題や、3 番に書いておりますが、当然アナログ信号なので時刻情報であるとか、お客様番号を有しないということで、アグリゲーター事業というのが今、非常に注目をされているのですけれども、こういった取り引きを行ったときに、電力会社側が把握するネガワットと、アグリゲーターが行うネガワットの情報が一致しないであるとか、お客様の特定に時間がかかるという問題も顕在化してきております。

さらに、デジタル信号であればパスワード等を使ってセキュリティーをかけることができるのですが、アナログインターフェースがゆえに、そういったセキュリティー対策というのは難しいので、基本的には箱の中に隠されている状態になっていて、アグリゲーター事業者がそのサービスを提供しようとするとおおむね大体 1 週間前後かかるのですが、電力会社に立ち会いをお願いして、パルスピックを行うための作業をして、やっとサービスの環境構築に入れるという問題もありますので、この立ち会いというのが

割とネックで、一気にたくさんのお客様にアグリゲーターサービスをやりたいと言うと、電力会社の方で、今週はこれぐらいの数しかできないという形になって、アグリゲーター事業自体の普及の阻害要素となっております。

こういった問題がありますので、高圧以上のいわゆる狭義のスマートメーターの位置付けで整理はされているのですが、高圧以上のスマートメーターに関しても、電文のデータがBルート側に抽出できるようなインターフェース、そもそもメーターの標準化に取り組んで、少しでも早い段階から、そういったデジタルインターフェースを持ったスマートメーターが普及するような動きというところで、要望を挙げさせていただいたものでございます。

15 ページ、これはスマートメーターと関係はするのですが、スマートメーター普及に当たっての設備構築という観点。特に通信関係のインフラの構築というところで挙げさせていただいております。

こちらのスマートメーターの導入に当たって、電力会社側がデータを吸い上げるためのいわゆるAルートと言われている通信ネットワーク側の整備につきましては、東京電力においては昨今、調達のオープン化というのが推進されていて、オープンな調達手続によって構築が進められているわけですが、それ以外の電力会社においては、外から見た範囲においては独自で行われているように見えるということで、最終的にはこれらの構築費用も託送料金で回収されるというところに鑑みれば、やはりコスト低減努力の推進が必要ではないかということでございます。

そういったところから、改善要望といたしましては、スマートメーターに関する通信インフラの調達、構築に関して、国際調達手続等がオープンな入札手続というのを義務化するなどの措置をお願いしたいというものでございます。

16 ページ、こちらは既存のマンションにおけるいわゆる高圧受電一括サービスを推進することでの関連になります。高圧一括受電サービスというのは見える化やデマンドレスポンス等で、省エネ普及の観点から割と最近注目されていると認識しておりますが、既存マンションを見たときに、この高圧一括受電サービスを提供する事業者がサービスを提供しようとする、既に構築している既存の受変電設備を一旦撤去して、その後、同じ種類のを新たに設備投資して打つというところで費用負担が発生しております、サービスがなかなか普及しない要因の一つとなっているということでございます。

もともと受変電設備というのは、同じく託送料金というか、系統運用部門の資産ということ踏まえれば、こういった受変電設備を簿価で資産譲渡する等のガイドライン化によって、マンション高圧一括受電サービスを普及するという取組をお願いできないかというのが16 ページでございます。

残り2つは少しスマートという切り口にはならないのですが、電力取引という観点で挙げさせていただいたものでございます。

17 ページ、これはお客様がキュービクル等の受電盤のビル内の位置を変更するという工事が発生した場合のお話でございます。

現在、この工事の実施に当たっては、右下の図を見ていただくと分かりやすいかと思うのですが、一般電気事業者の場合は支店の中で完結するのですが、現在約款の取り決めによって、こういう工事において、新電力の場合、お客様から見積もりをエネットが受けて、エネットから送電部門にお願いして、送電部門から支店に行って、そこから見積もりをお客様に順番に返して行って、最後発注、工事という流れになっていて、新電力においては見積もりの中身を聞かれても、責任を持った回答ができないということで、お客様に迷惑をかけるケースもございます。

実際は支店の中の配電部門が工事をしていますし、通常のトラブル対応で、配電部門とお客様の間に、系統運用に関する覚書というのを締結して対応ができるようになっておりますので、そういったお客様の環境改善という観点から、支店でそういった工事に関しては直接対応いただけるようなガイドライン化というものの要望でございます。

最後 18 ページ、こちらは電力システム改革の中で、新電力の電源調達環境というものの改善検討はいただいているのですが、電源開発の早期化という観点の環境アセスメントの見直しに関する措置が言及されていないことから提起させていただいたものでございます。

一つは、一定規模以上の発電設備については、アセスメントを含めて長期間かかるというのが 1 点。

さらにそれに加えて、地方自治体のところまで下りていくと、地方自治体ならではの個別の制約というのもあって、中小規模の発電所の制約をさらに受けるケースがあるということ。

この 3 月に環境省から火力のリプレースについて、環境アセスメントの手続迅速化というのが示されておりますが、新增設については対象になっていないといった問題がございます。こういったことを踏まえて、環境アセスメントの手続の迅速化については、リプレースに加えて新增設についても対象としていただきたいというのが 1 点。

もう一つは、二重規制と言いますか、国と自治体という形で様々な規制が行われていますので、環境負荷に応じて、もう少し柔軟な対応ができるようなガイドライン化等をお願いしたいというものでございます。

以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。いずれも剛速球を投げてこられました。いかがでしょうか。委員の皆様どうぞ。

私は素人なので問題を誤解しているだけかもしれませんが、スマートメーターについては大問題であることは言うまでもない。とにかく仕様をできるだけ標準化してくれないと、新しい新電力が参入できないし、アグリゲーターも情報だけが勝負ですから、どうにもしようがないということになってしまうのですが、どうやら議論されている内容

に、標準化の問題と、オープンな調達という問題と、両方の問題が論ぜられているように思うのですが、この2つというのはどうなのですか。別個の問題なのですか、それともオープンな調達になっていけばおのずから標準化もある程度は進むと考えてよろしいものなのですか。

○エネット 標準化ができればオープンな調達ができるということだと理解していて、家庭向けのスマートメーターというのは、標準化にも取り組まれていますし、オープンな調達という意味では、東京電力などは取り組まれているということで、家庭用のほうは今のスケジュールの中で着実に動いていくと思われるのですが、どうも自由化対象の高圧以上のスマートメーターが、もともとパルスではあるのですがBルートのインターフェースが持っていたことから、結構先送りにされている感じがございました。ただ、先送りにされていることで、特にアグリゲーター事業を行うとか、エナリスがプレゼンされましたが、ああいった事業者がサービスを行う上で、こちらに挙げさせていただいたような問題がありますので、高圧以上のメーターについても、今の家庭向けと同じようなプロセスで標準化調達のオープン化という方に行けないかなということで提起させていただいたものです。

○安念委員 これはどうですか。

○松村委員 とりあえず私の理解は、14のところに出てきたのと15に出てきたのは全く違うこと。パルスの問題は大口。国際調達のほうはもちろん大口にも関係ないとは言わないけれども、台数は圧倒的に家庭用の方が多いから、基本的には家庭用の話。だから全く別の話です。

パルスの大口のほうは全く進んでいないのは、今までスマートメーターが大口にかなりついていると強弁していたのだけれども、計画停電でスマートなどと到底言えるような代物ではなく、ひどいものだったということが分かった。このパルスの問題も含めて大口にもあるのだけれども、これをスマートでないと今さら言ってしまうと、今の計画、何年までに何割というのは消費ベースで言えば大口のところはものすごく多いわけですから、ここを駄目と言ってしまうと、全く達成の見込みがなくなってしまうので、とりあえずここは先送りというしょうもない理由で、このところに注目されていないのだと思います。実際の需要のコントロールという面で言えば、小口ももちろん重要だけれども、量としては大口が多いわけです。少しの台数を変えるだけで大分改善するわけですから、ここに焦点が当たっていないのはおかしいではないかという問題提起と捉えればよいと私は理解しました。

○安念委員 そういうふうに整理していただくと大変頭の中がクリアになります。ただ、今まで機械式のところを、これからつけかえるというなら、その標準化にせよ国際調達にせよ一気呵成にできるということもあるのだけれども、こういう言い方をしたら何ですが、中途半端についているものを変えていくというのは、案外難しいことでしょう。

○エネット 今の実態を申し上げますと、500 キロワット以上の需要家についてはおおむね今のパルス式のものがついていますが、500 キロワット未満はまだ全国に数十万個全国にあるのですけれども、そちらに対しては新電力に切り替わった都度変えて行くものですから、逆に言うと切り替わっていないビルの多くは、こういったメーターではなくて、アナログがまだついているということですので、早く措置を打てば、数十万個は結構な更改の対象になってくると認識はしております。

○安念委員 なるほど、分かりました。興味深いことを教えていただきました。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 このスマートメーター導入整備に係る負担軽減というところもそうでしょうし、受電設備の資産状況だとか、工事ルールの見直しだとか、いずれも従来独占的地位にあるものを開けていこうということで果敢な要求だと本当に思うのですが、そういう形でやれば、これだけの受益者がこれだけの便益を得るというマクロでいいのですが、そういう試算があると、いろいろな場での議論に迫力が出てくると思います。

ですから、そういったこの辺の規制・制度改革テーマをパッケージにして、これが進むと5年間でこれだけの効率化イコール契約者への便益が出るのだという数字を是非出していただけないかなと思うのですが。

○エネット スマートメーターとか、マンションの受電設備ではそういう形でお見せできるかと思います。ただ、17 ページについては、これは約款の世界でそんなにハードルは高くありません。実は、電力会社によっては、割と我々のこういった問題意識や責任を持ってないということを理解いただいて、この工事の見積もりに関しては、支店の送配電のところからやっていただけるケースもあるものですから、17 ページは本当に約款改定ですので、そんなにハードルが高い課題だとは私は認識していなくて、約款を少し変えることを後押ししていただくような、場合によっては行政指導でもしかしたら行くかもしれないぐらいのもので、17 ページはこの中で一番実現性、容易性が高いかなと認識しております。

○大上委員 こういう形で挙げておられたので、随分抵抗にあっておられるのかなと思ったのですが、そういうことではないのですね。

○エネット 会社によっては約款に書いてあるからと言ってかたくなな電力会社もあるので、提起はさせていただいておりますが、全てが全てというわけではなくて、事情は理解いただいているので約款を変える大義名分があればということかと思っております。

○大上委員 分かりました。

○安念委員 事務局、どうぞ。

○小村参事官 事務局からで恐縮ですけれども、16 のところなのですけれども、17 は約款である程度国が何らかの形で絡んでいくとか入っていくというのは分かるのですが、16 のところの話というのは、逆に言うと極めて事業者と事業者のルールの話で、加えて下に書いてある期待される効果のところも、それぞれに受益が生まれるので、この辺を



逆に言いますと基本、民民でお話しいただくところなのかなという気がするのですけれども、少しこの辺りに対して、国が何か邪魔しているとか、全体のこういうルールがあるからおかしいのだというところがあれば教えてください。

○エネット 実態を申し上げますと、民民でこういった便益に訴求しながら、電力会社と対応はさせていただいていて、具体的な名称を申し上げますと問題があるかもしれないので、避けさせていただきますと、60ヘルツ地域のある電力会社などは、場所によってはこういった設備譲渡に応じていただけるケースも出ているように聞いております。

しかしながら、他の電力会社の方々は、受電設備以外の足回りのところはいいのですけれども、受電設備はいわゆる独自仕様でそういった仕様をオープンにしたいくないということで、譲渡していただけないようなものが多いものですから、今回提起させていただいております。提起をしている背景というのは、電力会社が設置している受変電設備は、いわゆる競争領域の営業部門の資産ではなくて、国から独占が認められている送配電部門の資産になっているので、その資産の有効活用というところから、国からも後押しすることができないかなという思いで出させていただいたものでございます。

○安念委員 なるほど。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 そうということですが、譲渡は現在でも行われているということは、法律的な制約はないということでしょうか。

○エネット 関係事業者ではないので、口頭で教えていただいている世界にはなりませんけれども、法的なところはないと認識しております。

○安念委員 もし電気工作物も譲渡についてなら、電気事業法上制約があるかもしれない。少し精査してみましょう。それはここで議論してもしょうがないから、とにかく調べましょう。

他にいかがですか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 これは実はエネットの提案だけではないのですが、環境アセスメントに関しては、実は前回提案をしたということもありまして、一部事業者にヒアリングをさせていただいて、経済産業省に対しても説明を求めまして回答を得たのですが、やはり環境省が依然、かなり抵抗されていらっしゃる。11月に進められている会議の結論が出るようなのですが、結局、従前と余り変わらないような運用を環境省はやりたいという意向を持っていることが確認されましたので、この件については、やはりこのグリーンWGでもう一度きちんと議論をする必要があるという印象を持っています。

エネットの御提案もごもつとも、第1クールからずっと言われ続けているお話なので、是非実現の方向に働きたいと思っております。これはかなりの難題でございますので、かなり精力を傾けて、できるだけ多くの事例を集めて、会議が行われているわけでございますから、11月の決着に向けて、決着内容に反映するようなセッションをこのWGでできればと考えております。

○安念委員 11月の会議とは何ですか。

○伊藤委員 今、環境省と経済産業省との間で、環境アセスメントに関する取り決めを行おうとしているのです。発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議が開催されておりまして、その中でいろいろなことが議論されているのですが、簡単に言うと、運用を見直そうということで、現状では明文化されていないのですけれども、ベスト・アベイラビリティ・テクノロジーと簡単に言葉で示されているのですが、その基準を決めましょう、示しましょうということ、経済産業省から提案をしているらしく、事業者からもそのようにしてくださいと言われていたらしいのです。

これが決まらなないと、申請のしようがないといったお話をしているのですが、これをかたくなに環境省が拒んでいて、その条項そのものを外そうとしているということなのです。これが外されてしまうと、結果的に従来の裁量行政と同じような状態が続いてしまいますので、発電設備の新增設はもちろんですが、リプレースにも大きな制約が加えられ続ける可能性が高いという考え方を、事業者側も懸念しておりましたし、経済産業省側でもその可能性があるという指摘をいただいております。

○安念委員 なるほど、教えてくれないと駄目ですね。

○小村参事官 この間の議論でも出たと思いますが。

○大上委員 調査した結果問題が判明したという極めて前向きな進捗です。

○伊藤委員 具体的には、電力会社が、石炭火力発電所の設備更新計画を出して今、事前交渉を進めているのですが、その部分がグレーの状態のままなので、要するにそこでとまってしまっていることなのです。だから、基準を明確に示してほしい。どういう基準であればこれが受け入れられるのかどうなのかということで交渉しているらしいのですが、一切示していただけないということで、事実上とまってしまっているという事態になっています。ということは、少なくとも現状においては、一番肝心なところの進捗が全くなされていないという状況にあります。

○安念委員 分かりました。それは重大な問題ですね。しかし余りにも重大な問題ばかりですね。12、13はもうごもっともです。頑張りましょう。

○大上委員 これぐらい追記を出していただくと気持ちいいですよ。

○安念委員 そうなのでしょうね。微力ながら頑張ります。

○エネット よろしくお祈りします。

○安念委員 今日はありがとうございました。

(説明者交替)

○安念委員 お忙しいところどうもありがとうございます。次に日本ガス協会様から20分程度でお願いできますでしょうか。

○日本ガス協会 日本ガス協会でございます。よろしくお願いいたします。

本日はこのような機会をいただきまして、本当にありがとうございます。

お配りしておりますパワーポイントに基づきまして、資料の御説明をさせていただきます。

本年の1月の第3クールの中でもこうした機会をいただいておりますが、本日はより具体的な要望項目を中心に御説明をさせていただきたいと思っております。

2ページ、大きく分けて3項目でございます。一つは「分散型エネルギーシステムの普及」でございます。今、基本問題委員会の中でも、分散型エネルギーシステム、コージェネレーションを電源として全電力量の15%程度まで高めていくということが議論されておりますけれども、それに資するものとして、今回2点ほど挙げさせていただいております。

2つ目は「天然ガスシフトのためのインフラ整備」で、広域のガスパイプラインを整備していきますのに有効な規制緩和について、2点ほど要望をさせていただきたいと思っております。

最後に「輸送部門のエネルギー多様化」で、天然ガス自動車、特に天然ガスのトラックについては省エネ性、環境性が高く、EVやFCVとの棲み分けを行いながら普及を図ってまいりたいと考えておりますので、これにつきまして要望を述べさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、具体的な要望項目につきまして、担当から御説明させていただきます。

○日本ガス協会 それでは、順を追って御説明させていただきます。

3ページ、一つ目の要望でございますけれども「特定電気事業に対するバックアップの実施」という要望でございます。

特定電気事業につきましては、従来供給地点の需要に対して100%域内で電源を持つことが必要とされておりましたけれども、本年ルール改正が行われまして、需要の50%以上という基準に緩和していただいております。

これによりまして、特定電気事業者としましては、外部電源から不足分の電力調達をするということが可能となり、特定電気事業者が区域外に自分で電源を持つ、あるいは一般電気事業者、もしくは新電力から電源を調達することもできるようになっております。

一方、特定電気事業者の電源のポートフォリオ自体には限界があると考えておりました。一般電気事業者でいきますと、自社の電源ポートフォリオを補うために、一般電気事業者同士で互いに電力融通を行っておられます。我々としては、一般電気事業者と同様に、供給義務を持つ特定電気事業者についても、そういった電力融通といったものが受けられるようにさせていただきたいと考えておりました。そうした電源ポートフォリオを補う意味、電力融通としての意味合いということで、例えば常時バックアップについて、適正な電力取引についての指針の中で位置づけていただきたいという要望でございます。

もし、こうした常時バックアップ等による電力融通のようなものを受けられるということになれば、特定電気事業の電源ポートフォリオが充実するということにつながります。

非常時における電源の確保ですとか、コージェネの廃熱をうまく利用するようなエネルギーシステムを持てるという、特定電気事業の従来のメリットを持つ一方で、電源ポートフォリオを充実させることができますので、より特定電気事業の導入促進につながるものと考えております。

続きまして4ページ、2点目が「コージェネレーション設備に係る専用線での連系接続の実施」という要望でございます。

昨今、電力需給逼迫の対応等として、コージェネで発電した電気を逆潮して供給力として貢献することが可能となっております。コージェネというのは、一般的には熱負荷の大きい場所に設置するものでございますけれども「一需要場所、一需給契約、一引込」という原則によりまして、施設内の電力需要のために引き込んだ線によって逆潮を行う設備となっております。これによって、施設内の熱需要と受変電施設の位置関係によっては、電気設備の工事負担が増加するといったこともございまして、これが導入の障害になるケースもございます。

次ページにイメージ図を描かせていただいておりますので、少し御参照いただければと思います。

左側の図が現状のイメージでございます。コージェネから発電された電力は、施設内で消費される電力を差し引いた残りが逆潮されるという形態になっておりまして、売電力量としてはゼロないし僅少になってしまうケースも多くございます。

また、施設内の消費電力の負荷変動を受けて売電する形になってしまいますので、どうしても出なりの電力という形になってしまいます。

一方、今回要望させていただいている専用線による連系接続というのが右のイメージ図でございます。専用線を介して全量を逆潮するという形になれば、より整形された変動の少ない電力を供給することができるようになります。

これによって、系統への貢献という点もございまして、より価値の高い電力が市場で評価されることができれば、コージェネ導入促進につながると考えてございます。

本年6月から分散型グリーン売電市場というものが創設されておりますけれども、より整形された電力を市場にどんどん球出しをしていき、球出しの量を増やしていくことで、より市場の活性化にもつながると考えてございます。

なお、固定価格買取制度の対象となっております再生エネルギー関係の設備につきましては、4月に電気事業法の施行規則の改正がございまして、そちらでは専用線での連系接続が既に認められることになってございますので、コージェネについても専用線での連系をする仕組みを認めていただきたいという要望でございます。

コージェネを有効活用していくことによって需給逼迫への対応を図るとともに、コージェネの導入目標、2030年15%を達成するために、コージェネから出る電力が適正に評価される仕組みの導入が必要であると考えておりますので、こうした要望を挙げさせていただいているところでございます。

続きまして6ページ、土壤汚染対策法に関わるものでございます。こちらの要望からは、供給基盤の整備、パイプラインの敷設に関連する要望項目でございます。「土壤汚染対策法に基づく形質変更届け出の見直し」というところで、関連して2点要望がございました。

土壤汚染対策法では、3,000平方メートル以上の土地の形質変更、開発を行う場合に、形質変更の届け出が必要となっております。ガスのパイプラインを敷設するようなケースでいきますと、プロジェクトの大きさによってはすぐに3,000平方メートルという基準に達してしまうケースが多くございまして、そういったものでは当然ながらこの届け出の提出が必要になります。

一つ目の要望が、その届け出の簡素化に関わることでございます。

形質変更届けにつける添付書類ですけれども、これは土壤汚染対策法の施行規則に2点定められています。

一つが土地の形質を変更しようとする場所を明らかにした図面。

もう一つが当該土地の所有者等を明らかにして、その所有者等が形質変更する実施についての同意書、この2点が求められているところでございます。

2点目の所有者の同意書に関連しまして、同意書にあわせて、さらに所有者を証明するという意味合いで、公図並びに登録事項証明書が求められるケースが多くございます。

ガスパイプライン工事というのは、基本的に公道部分を通すものでございますので、公道部分を道路占用しまして、公道にパイプラインを敷設していくケースがほとんどなのですけれども、公道部分についての管理者である自治体からは、公図や登録事項証明書の提出を求められているというのが現状でございます。

民有地の場合であれば所有者を証明するものとしてそうした書面、確認が必要だということでは理解できるのですけれども、一方で公道については道路占用の書類等で、権原者である自治体様が道路占用を許可するという形態になっており、権原者は明らかでありますので、我々としては道路占用の書面をもって足りるものであり、特に公図や登録事項証明書の提出までは不要なのではないかと考えているところでございます。ですので、措置として公道部分については、公図や登録事項証明書の提出を要しないという周知を行っていただきたいと考えてございます。

7ページ、土壤汚染対策法の届け出に関しまして、もう一点要望させていただければと思います。これは、形質変更届け出に関わる工事の着工時期の早期化をお願いしたいというものでございます。

今、御説明させていただきました形質変更届け出というのは、工事着工の30日前までに提出するとされておりまして、届け出から30日の間は工事着工ができない状態になっております。

先ほど公道にパイプラインを敷設するというステップを御説明させていただきましたけれども、土地の形質変更届けを行う前のステップとしまして、道路占用の許可申請を行って、その許可を受ける必要がございます。その占有許可を受けるためには2～3週間の期間がかかってしまうということございまして、そうすると道路占有許可の申請から実際の工事着工までの期間を考えると、1カ月半以上の期間をあけなければならない、それだけパイプラインの進捗に影響を与えてしまうということになってございます。この部分をできるだけ早期化していただきたいと考えておりまして、そのための方法として一つのアプローチがございますけれども、形質変更届け出の添付書類について、道路占有許可申請の時点で、例えば占有許可申請書類のコピーなどで代用するという方法もあるのではないかと考えております。

その背景としては、道路法上、ガス導管というのは義務占有が認められている状況でございますので、そこに鑑みて、許可申請の段階で同意を得たものと捉えていただければ、申請時点ですぐ形質変更届け出のステップにつなげられると考えております。

それにより、道路占有許可の手続と、形質変更届け出の手続をラップさせることができるようになりますので、期間の短縮につながると考えてございます。単純に土壌汚染対策法上の30日をもっと短くするというのは、法律事項でもありますので、なかなか難しいところと理解しておるのですけれども、例えばこういった方法で少しでもこの期間を短くできるのではないかと考えているところでございます。

続きまして8ページ、こちらパイプラインの敷設に関連する要望でございます。

「河川横断工事の渇水期（11月～5月）以外の施工許可」という要望でございます。今後広域にパイプラインを延伸していくケースにおいては、どうしても河川を横断するようなケースが増えてくることが想定されております。河川を横断するようなガス管敷設工事を行う場合、河川の大きさですとか、管理者によっては、渇水期での工事を指定されることが現状でございます。渇水期と申しますのは、11月から5月の渇水期での工事を要請されているということでございます。基本的に河川管理者様とさまざまな協議をする中で、そうした期間での工事を求められているということでございます。

渇水期に工事が限定されてしまいますと、全体の工事の期間が、それだけ手待ちの状態が出てしまう。当然長大なプロジェクトであれば事前に協議をするのですけれども、ルートによっては例えばルート変更が生じたりするケースもございます。そうしたところで工期が制限されてしまいますと、全体のプロジェクトの期間に影響を与えるという状況があります。

特に堤防の外側に立て坑を掘りまして、そこからガスパイプラインを通しまして、河川の下を通し、対岸まで持って行って、堤防の外側でまた立て坑を作ってパイプライン

を取り出すような推進工法ですとか、シールド工法といったやり方であれば、堤防の外から外へ通すものであり、しかも河川の底にはきちんと適正な離隔距離を置いて下を通しますので、河川の流量による影響というのは基本的には受けないと考えてございますので、例えばこういった工法については、渇水期に制限されることなく工事の着工を許可していただきたいという要望でございます。

○日本ガス協会 それでは、私から9ページ以降の内容について御説明させていただきます。

9ページ「天然ガスディスペンサと給油ディスペンサの同一アイランド上への設置」ということで、今後燃料の多様化ですとか、環境貢献ということで、天然ガス自動車、輸送部門で2030年に50万台普及させたいということで要望をしている内容でございます。

この要望事項についてはガソリン・軽油のディスペンサと天然ガスのディスペンサは今、同一アイランド上への設置というのが認められておりません。ガソリンスタンドについては消防法で規制がされております。一方で天然ガススタンドについては、高压ガス保安法で規制がされているということとされ、消防法からは給油空地に、給油に係る以外の設備を設置することができないという規制になっております。

一方で高压ガス保安法に関しては、圧縮天然ガスが通ずる部分というのは火気を取り扱う施設に対して、4メートル以上の距離をとることで、それぞれの規制から同一アイランド上へディスペンサを設置することが現時点で認められておりません。

下側の写真を見ていただきますと、日本の現状ということで、あるスタンドの写真なのですが、手前側に見えていますのがガソリンのディスペンサで4台ぐらい並んでおるかと思えます。一方で屋根が分けられていまして、上にECOと書いてあるところにトラックが1台とまっているのが見られるかと思うのですが、こちらのほうが天然ガスの充填所になっております。これは今、申し上げたように給油空地に天然ガススタンドを設けることができないですとか、火気距離4メートルをとる必要があるということで、どうしてもその間に小溝を切って充填するスペースをそれぞれ分けている事例でございます。

一方で、海外のドイツの事例というのを見ていただきますと、一番右側が天然ガスの充填ホースになっておるのですが、それ以外にも軽油ですとかガソリンですとか、バイオ燃料ですとか、そういったものが一つのディスペンサ、同一アイランド上で給油、もしくは給ガスできるように設置されておるということでございます。

今後我々の方で天然ガス自動車を普及していく上で、別のアイランドに設置するというのであれば、給油するもしくは給ガスする人の問題ですとか、設置するスペースの問題といったことも含めて、非常に非効率的な設置運用になるということで、同一アイランド上への設置が可能にならないかなということでございます。

10 ページ、具体的にどのように困っているかというところなのですが、上の平面図については、真ん中のところに排水溝というのが切られておるかと思うのですが、この排水溝よりも右側は消防法の規制の区域、一方で非常に狭い場所で無理をしてこのディスプレイを設置、斜めにつけているのを見て御理解いただけるかと思うのですが、天然ガスのディスプレイについては、この小溝から左側のスペースで設置されているという事例でございます。

現実、どういうことが起こっているかと言いますと、下に写真が2つ並んでいるのですが、どうしてもこれは同一アイランド上に設置できないということで、最近トラックで非常に天然ガス自動車が増えてきております。見ていただいて分かりますように、充填スペース、もしくは待機スペースが限られて、手前のところで非常に渋滞が生じておる。

一方で右側の写真を見ていただきますと、一番左が天然ガスのレーンになっておりまして、手前のところはガソリン、もしくは軽油を給油するスペースなのですが、実はこちらは非常にすいているのです。一方で天然ガスの車は3台か4台くらい並んでいるということで、従業員の効率的な運用ですとか、設置の運用というのが図れないかなということでございます。

一方で、この内容については、水素の燃料電池自動車の普及というのが2015年くらいから計画されておるわけですが、燃料電池自動車についても、同様に規制・制度の見直しということで燃料電池車の水素ステーション普及開始に向けた、規制の再点検に係る工程表ということで、16項目の規制見直しの内容が盛り込まれております。

その中で、2010年の12月に経済産業省、国土交通省、消防庁から、今後の工程表というのが出されておまして、その中でこれと全く同じ内容で給油のディスプレイと水素のディスプレイの同一アイランド上内への設置というのを要望されているのですが、これについては、燃料電池の普及というのがまだ初期の段階で、非常に限られているということもあって、今の時点では現行の法規の中で対応できるということで、この項目については、取り下げをされたと伺っております。しかし、天然ガス自動車のように既に普及が始まっており、こういう渋滞が起こっているようなところでは、同一アイランド上への設置というのを考えていく必要があるのではないかなと考えているところでございます。

続きまして11ページ「天然ガス自動車の燃料容器の転載」という内容でございます。要望内容は一番左に書いていますように「天然ガス自動車の燃料容器について、容器有効期限内に限って転載時に安全性が確認された容器の転載を認めていただきたい」ということでございます。

具体的にどういうことを申しているかと言いますと、天然ガス自動車の容器は、一度車両に搭載されますと、別の車両に搭載することができません。これは高圧ガス保安法で、容器と車両との一体管理というのが求められておるため、例えば車が廃車になった



ときには、燃料容器がたとえ健全であっても廃棄せざるを得ないということでございます。

特に小さい車、小型の車などは5年程度で廃車になるというのも非常にたくさんございます。特に構内運搬車と言われるような、市場の中で走っている車というのは、非常に寿命が短くて、5年程度で大半の車が廃車になっておるということでございます。そういうものの容器を別の車に載せかえて使う。それも単純に載せかえるというだけではなくて、容器は15年の安全性というのが担保されていますが、容器の再検査をして、安全性が確認されたものについては、転載を認めていただけないかなというものでございます。また、現時点ではたとえ安全性が確認されたとしても、車両と容器の一体管理というのが求められているため、車両を廃棄する場合には、容器も含めて廃棄せざるを得ないという状況になっているということでございます。

一方で、バスですとかトラックといった車両については、15年以上使用されるケースも非常に多くなってきております。具体的にはバスなどですと、平均の使用年数が17年から20年に近付いていこうということですし、トラックなどでも15年に近付いてきている。今の天然ガス自動車の容器というのは15年しか使えないということで、車はもう少し使いたいだけけれども、容器の規制で使えなくなってしまう。そうしたときに、別の車で既に健全の容器があれば、その容器を転載して、車を15年から20年使えるようにできないかなということでございます。

もちろん、こういう内容については水素も同じ状況になるかと思えます。今、水素の燃料容器も15年ということなのですが、ただ水素の場合はまだ車が走り始めて期間もたっていない。天然ガス自動車の場合、既に15年が近付いてきているということでこういう要望が出てきているわけですが、燃料電池の水素などについても、多分将来こういう要望が出てくるのではないかなと考えておるところでございます。

最後のページは今、申し上げたようなことを実現するためのやり方ということで、15年経過する前に廃棄する車両から容器を取り外して、安全性の確認をして15年経過して引き続き使用したい車に対して転載を認めていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。委員の皆様方どうぞ。

これは我々自身が扱った問題なので復習になってしまうのですが、(2)は専用線で逆潮するのが駄目だという理屈は何でしたか。もともと駄目なことになっているのに小穴を開けたわけですね。

○日本ガス協会 駄目になっていると言いますのはもともとの電気の約款と言いますか、「一需要場所、一需給契約、一引込」というのを原則としているということで実際こういうことはなされないということなのです。

○安念委員 その約款の根拠は何でしたか。一需要場所そのものを変えてしまおうという話ではないですね。

○日本ガス協会 そうではないと思います。

○日本ガス協会 電気事業法で定められている一需要場所に対して、一引込という原則がございまして、ここでは需要場所はあくまで一つです。この5ページのような形態では、実際に熱需要のある場所にコージェネを置き、そこで発電した電力を系統の側に全量逆潮する場合、その場所と既存の引き込み線との場所との距離が離れていますと、新たな電気設備の投資が発生するといった課題があります。見ていただいている全体の範囲が一需要場所ということは変わるものではございません。

○安念委員 なるほど。直観的には何か地雷原があるような気がしますが。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 需要を分割するという話ではないので、大原則を変えるわけではないはずです。需要の契約と供給の契約を分けることを可能にしてくれというだけですから、御心配ほどの地雷というか、大原則を変えてくれというところまでいかないと思います。

○安念委員 やはり大原則は一需要場所です。ここが彼らにとって譲れない一線なのですけれども、一需要場所の定義を変えてくれとかでは全然ないと私も思うのです。何となく直観的にこの手の話題は地雷があるのかなと思ったものですからね。あるかどうか自体が分からない。

大上委員、どうぞ。

○大上委員 今、もう再生可能エネルギーでは10キロワット以上であればできるということになっている。そういう意味では、当然やられてしかるべきではないかと思いますが。

○日本ガス協会 太陽光発電普及のための屋根貸しのように、場所を借りて、電気を逆潮することが可能になっています。コージェネレーションについても同じように需要場所という概念は変えずに廃熱を使う場所だけお借りして、逆にコージェネの整形した電気を分散市場、グリーン市場にも提供できるという、一つの電源として活用できるのではないかと思うのです。

○安念委員 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 地雷というものになるかどうか分からないですが、もし何かあるとするならば、この資料5ページの右側の設備については、卸発電事業の設備ということで、これを設置する需要者のコージェネレーション設備だと認められない可能性があるということかもしれません。多分制約があるとするとそういうことだと思います。要するに燃転、その他の補助の対象事業でなくなってしまうリスクがあるということではないかと思えます。

○安念委員 どうもそこに一悶着ありそうな気がするのです。コージェネはもともと電熱併給と言っただろうと。あくまでも逆潮は余りだけの話。その場所で使い切れ、それをコージェネと言うのではないかという、一種の辞書的な攻撃というか、そういうの

が何となく出てきそうな気がします。理屈が通っているかどうかという話ではありません。

他はどうですか。伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 3番の土壤汚染対策法は極めて合理的な御要請をされているのに、何でこんなものが認められないか分からないので、これは早急に対処すべきではないかと思えます。やはり、パイプラインの導入普及を推進するというのは国として明確に規定された方針に従ったものでございますので、これは速やかに手続を進める必要があるのではないかと思えます。

4番はよく分かりません。河川法はいろいろな縛りがあるので、なぜこんなことをしているのかがよく分からないのですが、これも本来するならば、何らかのルールを明確化すれば認められてしかるべきだと思うのですが、少し私はアイデア不足なので、何とも分かりません。

○小村参事官 前回、書類の話については、2つ書類があって、一つは区域内の書類を道路占用の書類で代用していただきというところは確認、検討しています。所有者の同意の部分については、今、聞かせていただいたお話ということで、片一方は進んでいます。

○安念委員 これは確かに不思議と言えば不思議な話で、道路管理者と土対法上の届け出先と同じこともままあるわけです。彼ら自身が道路台帳を持っているはずで、所有者の同意も何もないという場合が多いはずですが。もちろん市町村道や国道になるとまた話は変わってくるけれども、そういう場合でも土対法上の届け出を都道府県知事に出す。使わせてもらう使う道路は都道府県道という場合でも届け出は届け出としてこういう書類を添付しろと言ってくるのですか。

○日本ガス協会 基本的にはほとんどのケースで求められているということでございます。管理されている先が異なれば恐らく書類の添付を求められると思えます。

○安念委員 もちろんそれは社内の事情ですから。大上委員、どうぞ。

○大上委員 コージェネの余剰電力の買い取りというのは前から要望されておりましたけれども、そういうものと(2)の優先順位、あるいはコージェネの余剰電力の買い取りというのは規制・制度改革のテーマではないということで、今回上げてらっしゃらないのか、その辺のところを教えてください。

○日本ガス協会 コージェネから出る電力の市場での適正評価を見た場合に、より整形したものをつくり出そうとするとこういうふうに分けたほうが、コージェネの電力の整形された形の電気が確かに出てまいります。

左側はまず構内消費をしてから余ったものを出しますので、やはり多少整形という意味では形が崩れたりしますので、値段がつきにくいというか評価が低くなる場合があるということなのです。ただ、左側のコージェネをサイズアップして大きくしていくことで、よりしっかりした電気とか、さらにアグリゲートすることで形づくるといえるのは可

能は可能だと思いますので、両面で進めていけないかなとは考えておるわけでございます。

○安念委員 金谷委員、どうぞ。

○金谷委員 天然ガス、ディスペンサ、給油ディスペンサ、同一アイランド上のというのは、私も以前天然ガスステーションとか、ガソリンスタンドの収益の調査をしたときも、この部分でいろいろ収益をとっていくのはかなり難しいということで、天然ガス自動車とステーションが鶏か卵かのような関係で、本来自動車のほうでは燃料の多様化というかなり重要なテーマでありながら、世界では逆に天然ガス自動車がこれだけ急速に普及しているのにもかかわらず、日本ではなかなか普及してこないということで、大変重要だとは思っています。

ただ、何せなかなか保安ものというのはいつもとても難しく、逆にいろいろな意味で大変重要なことなのですが、保安関係で抵抗を崩すプロセスというか、経済的にはこれしかないというぐらい経済の面でもあれなのですけれども、その辺はどう大丈夫だという論拠を持ってきたらいいのかなとちょっと思っていたのです。

○日本ガス協会 これは天然ガスのスタンドと、ガソリンスタンドの併設というのは、もともとそういう規制がなくて、天然ガススタンドが普及し始めたときにできるだけ併設をしたいということで、いろいろな研究会なり検討会がなされて、小溝を切れば何とか併設できるようになったと伺っております。

その中で、何が課題になったかということ、ガソリンスタンドで漏れたガソリンに火がついたときに、天然ガス自動車へどう影響を与えるかということが課題になったと伺っておりました。

我々が今、考えていますのは、ガソリンスタンドで漏れて火がついたものが、ガソリンもしくは軽油の車に対しての影響と、天然ガス自動車への影響が違うものであれば、こういう同一アイランド上というのは難しいのかなと思っているのですが、天然ガス自動車への影響と、ガソリンの車への影響というのは、そんなに大きな違いはないのかなと思っております。

特に燃料容器の破裂というのが一番気になるかと思うのですが、天然ガス自動車、もしくは水素の燃料容器もそうなのですが、火災になったときに、容器が破裂する前に、安全弁が作動するような安全装置というのが全てに義務づけられていますので、そういう意味では、この燃料容器で天然ガス自動車とガソリンの車というのはそんなに大きな違いがないのではないかなと思っております。

こういう規制を進めていく上では、実験などもしていく必要があるのではないかなと感じているところでございます。

○安念委員 伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 これはもう簡単で、規制している法律が違うからなのです。消防法上の危険物取扱設備と、高圧ガス保安法上の危険物取扱設備ということで切り分けられている

ので、法律が違うからこういうルールになっているのです。ということは逆にここでしか議論ができないものかもしれません。多分、これを各法律の規制当局に持っていったら絶対に解決しない話なので、ここで何らかのアクションを起こせば動かすことができる可能性はあるかなという印象はあります。

実はLPガスも同じ問題を抱えていまして、LPガスも結局ガソリンスタンドの中できれないのですよ。

○安念委員　しかし、小溝を切れば別だというのは本来何の意味もないのです。要するにそれは一つの敷地でない、一アイランドでないと消防庁が観念しているだけの話です。ただ、これは御存じだと思うけれども、消防庁の保安室の100%セーフティーの固まりみたいな人が集まっているところがあって、その人たちに持っていくと、とんでもない、事故が起きたらどうするのです、と来られて、どうするのですと言われてもこちらも反論のしようがない。実験をするとどうせ、一例あるだけですと来るのだから、そこで唯一考えられるのは、導入している国の実績として重大な事故は起きていませんというので攻めていくしか、実証的なデータとしてはないのではないかという気がします。データを集められますか。

○日本ガス協会　海外の事例というのは、一度調査に昨年行って、イタリアやドイツなどでこういう事例を見てきました。これで大きな事故が起こっているかということ、そういうのは特に聞いていないということです。

一方で、実験をして何か出てくるかということ、これは我々では分からなくて、やってみざるを得ないのかなと思っているところで、もし、本当に法律が違うということで規制がされているということであれば、そこは何とか超えていければなと思います。

○安念委員　その調査の結果みたいなものは公表されましたか。

○日本ガス協会　それについては、消防庁の危険物保安室の方ですとか、高圧ガス保安法の保安課の方等に見ていただいております。

○伊藤委員　そのルートでは駄目です。もう少し上というか、統括するところに持っていかないとまず解決しないです。

○安念委員　規制がしようもないことは初めからはっきりしているのですけれども、攻め口は難しいですね。資料の御提供、その他の御教授をいただく可能性があると思います。他はよろしいですか。

今日はどうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。

(説明者交替)

○安念委員　どうも日本経済団体連合会様、お待たせをいたしまして申し訳ございません。それでは、15分から20分程度でお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○日本経済団体連合会　本日はこのような機会を賜りまして本当にありがとうございます。また、規制・制度改革委員会グリーンワーキンググループの皆様には日頃より規制

改革に積極的に取り組んでいただいております。大変感謝しております。おかげさまで近年規制・制度改革が大変進んでおりますし、特にエネルギー分野は、この前の第3クールで非常に大きな成果を上げていただいたと思っております。是非更なる推進に向けて引き続き御尽力いただきたいと思っております。

規制・制度改革と言いますのは、民間の創意工夫の発揮を通じて、イノベーションを推進するとともに、自由で円滑な事業環境を整備するため大変重要な政策です。また、特に現下の厳しい財政状況では、成長戦略における大変重要な柱だと思っております。

こうしたことから日本経済団体連合会は毎年全会員を対象にアンケート調査を行っております。規制改革要望を取りまとめて政府に建議させていただいております。今年には実は180件の規制改革要望を取りまとめて、先月発表して「国民の声」にも出させていただいております。御案内のとおり、我が国企業は、五重苦、六重苦という言葉に象徴されるように、高い法人税、経済連携の遅れ、あるいは硬直的な労働規制など大変厳しい事業環境に直面しております。一方で新興国企業の追い上げが大変厳しく、国内の産業空洞化が進んでいます。

特に昨年の大震災以来、電力の供給不安、価格上昇圧力が非常に企業経営を圧迫しております。こうした中で経団連といたしましては、多様なエネルギー源の利用拡大、そして経済性の確保ということに規制・制度改革が大変役に立つと思っております。

ただ、エネルギーというのは非常に多くの省庁、様々な法制が複雑に絡み合っておりますので、是非このワーキンググループでしっかりと御議論いただければと思っております。

時間も限られておりますので、具体的な要望を担当から御説明申し上げます。

○日本経済団体連合会 それでは、御説明申し上げます。お手元に「経団連規制改革要望エネルギー分野について」と題した資料をお配りさせていただいていると思っております。これに沿って御説明申し上げたいと思っております。

この中には、先ほど申し上げた先月公表いたしましたエネルギー分野についての要望を、表紙の1枚目のところがございますけれども、1番から16番まで全部の要望を載せていただいております。あわせて、一番下に、私どもの整理では、廃棄物リサイクル、環境保全の分野に位置付けられている要望、バイオマス発電に関連する2つを、エネルギーに関連するものとして載せているところがございます。

(1)と(2)は先ほど日本ガス協会から御説明があったと思っておりますので省略させていただきます。(3)と(4)は今後、燃料電池実用化推進協議会からヒアリングを受けられると伺っておりますので、同じく省略させていただきます。

ということで資料を3枚おめくりいただいて、左上に6-(5)というところがありますがけれども、この要望から御説明申し上げたいと思っております。「火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化」ということがございます。ポイントは2つございまして、①リプレースする場合で、かつ、②環境負荷を低減させるようなケースにつ

いては、環境影響評価手続、いわゆる環境アセスメントの手続を簡素化していただきたいという要望でございます。

これにつきまして、現状では、リプレースの場合であっても一律に新設同様の環境影響評価の手続が必要になっているわけでございます。しかし、リプレースであれば、基本的には法律ができた後に建設されたものについては、建設時に1回アセスメントをやっているということ、また、とりわけ環境負荷を低減させるようなものであれば、改めて同じような手続を踏む必要はないのではないかと趣旨で要望させていただいております。

この要望に関しましては、手続を簡素化すれば、より早くリプレースが行われるということになりますので、環境負荷を低減させた稼働がより早くできるということで、むしろ周りの住民の方にとって、環境負荷が低減されることになると考えております。

本要望につきましては、9月から環境省と経済産業省の間で連絡会議が設置されておりまして、そこでよく御議論いただけることになっていると伺っておりますけれども、この規制・制度改革委員会でも是非後押しをしていただければということでございます。よろしく願いいたします。

次に6-(6)「ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮」ということでございます。現状、どうなっているかということでございますけれども、「要望の具体的内容」という欄を見ていただければと思いますが、1万キロワット以上のガスタービンについては、電気工事計画変更届の対象となっておりまして、これを申請した後30日経過しないと交換できないというのが規定になってございます。

要望といたしまして、これについては短縮していただきたいということでございますけれども、ちょっと今、商品と言いますか、その実態が「規制の現状と要望理由等」のところに書いてございます。「工事」と法律上は位置づけられてしまっているわけでございますけれども、実質的に、製品を取り替えるということになっています。それを、工事というのはそもそもなじまなくて、取り替えることによってとめている時間も少なくなるということでございますけれども、技術はそこまで来ているのですが、規制があることによって事前届出が必要で30日経過が必要という形になっていて、それだけ営業できない、あるいは発電できないという形になっているので、その制度を見直していただきたいということでございます。

これにつきましても、4月の規制・制度改革の方針で政府として取りまとめいただいているかと思っておりますので、その中でこういった方向で御検討いただければという趣旨でさせていただいているものでございます。

続きまして6-(7)、これは国の法律と地方の条例との関係。重複の問題でございます。御案内の省エネ法では定期報告が求められているわけでございますけれども、あわせて都環境確保条例で報告制度があるということで、その報告が二重の負担になっているということでございます。地方自治体との関係ですので、中央政府としてはなかなか

難しいところもあるかと思えます。中央政府として、呼びかけ等の取り組みを行っていただいているわけですが、これについて引き続きお願いしたいということでございます。

6-(8)、省エネ法で地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱いの適用を業務部門にも適用していただきたいということでございます。

具体的にどういうことかと言いますと、ビルにおきましては、テナントが使う電力をビルのオーナーが一括して受電しているというのが、電力契約上の立て付けになってございます。

他方で省エネ法の報告自体はエネルギーの消費者(需要者)がやることになっていますので、オーナーが部屋を使っていればオーナーもやりますし、各テナントがエネルギー消費していればそれぞれするという形になっています。具体的な実務としては、オーナーが把握しているビル全体の電力消費量を、一旦テナントに割り振って、それぞれテナントが省エネ法上の報告をするという形になっています。

これにつきましては、ここではやや控え目な要望をしております、完全子会社の場合という形にしておりますけれども、手が届く範囲の関係者であるならば、オーナーが一括して定期報告等を出す、エネルギー管理をするという形を認めていただきたいという要望でございます。

これはいわゆる業務部門、オフィス等に関連する要望でございますけれども、工場については、以前省エネ法が改正されたときに正に地縁的一体性を持ったという分かりにくい日本語なのですが、それについては一括した報告が認められていまして、それを業務部門についても適用していただきたいということでございます。これについては2011年の「国民の声」で取り上げていただきまして、検討ということになっております。

6-(9)でございますけれども、主任技術者の外部委託の点検内容の見直し。今日はエネットの御説明の中に入っていたかもしれませんが、エネットのようなPPSのようなところが、マンションの高圧一括受電サービスを提供するという場合に、その保安業務を外に委託するという場合については、一般電気事業者の場合は基本的にいろいろ整備する能力があるということなのだろうと思えますけれども、例えば停電を伴うような検査は求められていない形になっております。

他方でPPSがするようなものについては、外部委託すると停電を伴うような点検が必要になってくるということでございまして、マンションの居住者、電力の需要家のほうから見ますと、一旦停電しなければいけないということは非常に不便であるということで、こういったサービスの普及が妨げられているという実態がございまして、それについてももちろん一定の能力、審査、基準のようなものも必要かもしれませんが、そういった過度な規制をやめていただいて、サービスの普及を促していただきたいということでございます。



次に 6-(10)、これはやや細かい話でございますけれども、定期安全管理審査の手数料の体系を見直していただきたいということでございます。今、台数ベースという形で手数料が決められています。要望といたしましては、審査に係る工数を基準としてもらいたいということでございます。台数ベースから工数ベースにすることによって、一番下に参考ということで書いてございますけれども、従来コストが 193 万円かかっていたものが 36 万円程度に下がるということになっていきますので、是非実施していただきたいと思っております。

「規制の現状と要望理由等」の最後のパラグラフのところでございますけれども、工数につきましては、公的文書で標準工数が定められているということになってございますので、手数料を合理的に定めることは可能だと考えているということでございます。

次に 6-(11)、こちらも太陽光発電協会から御説明あったかもしれませんけれども、電気工作物を設置する場合に電気主任者の選任が必要となっているわけでございますが、これをさらに事業所に常時勤務するものでなければいけないという規制がございます。ところが、例えば、小水力発電でありますとか、あるいは風力発電、太陽光発電という発電の場合は、必ずしもこういった人たちが常時いる必要がないのではないかとということでございまして、この「常時」という規制を見直していただきたいという要望でございます。

次に 6-(12)、これは電力レベルが逼迫する状況下ということで、災害時とか、あるいは夏等の電力需給が逼迫するときということでございますけれども、河川の維持流量の規制をそういった期間に限っては緩和していただきたいということでございまして、これは 2011 年の東日本大震災の後の夏にそういった措置がとられたということもありません。そういった特別な措置を一般的に災害時、あるいは逼迫時という形で検討していただきたいというものでございます。

次に 6-(13)、これは今、スマートメーターと言いまして、電力の使用量をはかるということが行われているわけでございますけれども、そのデータにつきまして、一義的にスマートメーター等を設置している、あるいは電力を供給している電力事業者の扱いは個人情報保護上も明確だと思うのですが、そのデータを他の人が活用する場合に、個人情報保護法上どういった保護をしなければいけないのか、あるいはどういった手続を踏めば、当該情報を活用することができるのかというのは必ずしも明確でないということでございます。「規制の現状と要望理由等」の欄の 2 パラグラフ目に書かせていただきましたけれども、そこを明確化することによってデマンドレスポンスのサービスの拡大でありますとか、地域レベルでのエネルギー管理・可視化という新しいサービスが広がっていくのではないかとということでございます。どこのどういう手続を変えてほしいというところまで、当方として検討は行ってないわけでございますが、取り扱いの明確化を検討していただきたいということでございます。

次に6-(14)、これも先ほどの維持流量の話と同じ災害時のことでございます。熱供給事業者については、現状需要家の平等性を確保するという事で、差別的取り扱いをしてはいけないというのが一般的に規定されてございます。ただ、災害時については、優先的に熱を供給した方がいい重要な施設というのがあって、そこに熱を供給した方が世の中全体としては災害時うまくいくという場合があるわけでございますけれども、そういった柔軟な対応ができないという形になってございます。災害時においてこういった差別的取り扱いをしてはいけないという規定について、これを柔軟に解釈していただきたいということでございます。

6-(15)、これはやや技術的なところがありますけれども、ボイラーの耐熱部分の溶接について、設置者は技術基準に適合しているかどうか見るのももちろんなのですが、それが適合しているかどうかを確認するための溶接事業者の検査ですとか、そういった体制を整備できているかの溶接安全管理の審査というか、プロダクトが出てくるまでのプロセスについての規制も設置者の方にかかってしまっております。通常の財ですと製造者が負うべき責任であります、それが当該財を買っている方にかかってしまっているというのはちょっと過剰なのではないかということで、そこを見直していただきたいという要望でございます。

6-(16)は、ややテクニカルな要望で恐縮でございますけれども、クリーンエネルギーの自動車をリースする場合の話でございます、自動車をリースで借りて使用する人が補助金を受け取るという補助金のシステムなのでございますが、補助金の申請は、リース会社がやっている形になっています。その申請をする際にリース料金の算出根拠明細書というのを提出しなければいけないことになっており、かつその根拠明細書をリースする人(自動車の使用者)のハンコが必要だということで、それを見せなければいけないことになっています。そうすると、自動車の仕入れ原価がリース先(自動車の使用者)に分かってしまう、結果的に類推されてしまうということになっています。そういった営業秘密的なものが漏えいしてしまうおそれがあるので、そのところを配慮していただきたいという要望でございます。

4-(5)が、バイオマス発電にかかるとのことでございます。一つ目がバイオマス発電と廃棄物との関係ということございまして、今、廃棄物ということになりますと御案内のとおり廃掃法の規制がかかることになってございまして、この資料の「規制の現状と要望理由等」の一番上のパラグラフを御覧いただければと思いますけれども、廃棄物かどうかの判断基準で5つ要素が挙げられてございまして、「物の性状」「排出の状況」「通常の見取扱い形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」というのを総合的に判断して、これが廃棄物かどうかを決めるという形になってございます。

我々としては廃棄物をバイオマス発電に使って、どんどんバイオマス発電が普及していけばいいと考えているわけでございますけれども、特に「(4) 取引価値の有無」のところ、輸送費も含めて考える形になってございまして、ちょっとそこまでされると廃掃

法の規制がかかってまいりますので、バイオマス燃料として使うのが制限されてしまうことになっておりまして、そこを御配慮いただきたいということでございます。

これについては、ここにも書いてございますけれども、4月の方針の中でも今後の検討課題ということで挙げていただいております、是非委員会としても後押しをいただければと思っております。

最後に4-(21)です。食品リサイクル法の見直しでございます。これについては、バイオマスでやって、食品リサイクル法上の熱回収だと認められるためには、要望の具体的内容の2行目でございますけれども、食品循環資源の再生利用が可能な施設が半径75キロ圏内にないこと、という規制がありまして、逆に言うと75キロ圏内にそういう施設があると、熱回収とはみなさないという形になっています。

これはサーマルリサイクルよりも、マテリアルリサイクルを優先するという方針があり、こういう規制がかかっているのだと思っておりますけれども、そのことによってバイオマス発電が阻害されている形になっていますので、熱回収を含めない要件の見直しをお願いしたいということでございます。

以上、細かいところもありましたけれども、御説明でございます。

○安念委員 どうもありがとうございました。何か御指摘をいただくことはございますか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 8ページの6-(8)は以前取り上げませんでしたか。取り上げたというか行うべきだといった記憶がありますが。

○安念委員 検討しておきましょう。これは廃棄物の収集でも同じ問題があるのです。オフィスビルでまとめてオーナーがやれば早いのに、一事業所だから事業所ごとに廃棄物を出すということになってしまってとても面倒なのですけれども、これはどういうものですかね。これは環境省のmatterではないけれども、やはり責任の所在があいまいといったようなことで、結構所管省庁としては態度が固いかもしれないですね。

○日本経済団体連合会 それについては正に2つございまして、一つは今の省エネ法で工場については認められていますということでございます。

もう一つは、我々の要望では完全子会社間ということでやっていますので、100%子会社であれば利害関係が完全に一致していますので、そこは御配慮いただきたいということでございます。

○日本経済団体連合会 企業も結構分社化が進んでいますので、同じオフィスの中で一部門が子会社になった場合にまた別の届けをするのかという話になりますので、こういった点は是非御検討いただければと思っております。

○安念委員 御要望の趣旨はよく分かります。むしろ完全子会社までとても遠慮したものだと思っております。それはビル単位で管理した方がいいに決まっています。

○伊藤委員 前回、たしかそういう議論だったと思っております。

○安念委員　そうですか。私の方がもう忘れてしまっているかもしれないです。

他にいかがですか。松村委員、どうぞ。

○松村委員　6-(9)も第1クールのところで1回出して、似たようなことでもっと深刻な問題があって、そちらを先にやってということで、これは積み残しになっています。ただ、あのときは法律改正したばかりで、こういう問題があるなら改正するときに言ってくれよということと言われたわけですが、あれから大分時間が経っていますから、同じもので駄目だったものですが、もう一回やる価値は十分あると思います。

○安念委員　ちょっと6-(8)と6-(9)はやったかもしれないので、時間が経ってしまったので何となく行方不明になっているのかもしれませんが、前の資料をひっくり返していただけないか。

他はいかがですか。

今日はお忙しいところ、いろいろ貴重な御提案をいただきましてありがとうございます。今後とも御教授を下さいますようによろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(説明者退室)

○安念委員　委員の皆様にご連絡申し上げます。次のワーキンググループは11月8日に2時間を予定していたのですが、ヒアリング対象団体が多いものですから30分ほど延長させていただきたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今の話は非常にボリュームのある話で、過去取り上げたものと同じかあるいは似ているものもあるかもしれないけれども、新規項目が大部分ですから、これからどうしていきますか。もっともかなと思うものもあるけれども、ちょっと理論武装が弱いのかなというのも結構あって、このままの形で所管官庁に投げても難しいかなと思われるものもありますので、それをまず仕分けをしなければなりません。

○小村参事官　11月を待たずに少しずつ作業をしつつ、並行的にお知らせしながら、オープン場で一回一回するのかというのはありますけれども、事務局でこういうところが足りないとか整理もしながら、○、△くらいでグラデーションをつけます。

○安念委員　加えて例のアセスメントの話ですけれども、11月中にガイドラインをもし発出するならもう間に合いませんよね。どうしたらいいでしょう。

○小村参事官　まとめというか少し違う形式でぶつけるかどうかということだとは思いますが、今日伊藤委員からも言われましたが、我々の方に余り入ってこないというなかなか難しいところもあって、どう進めたらいいのかなという気はします。

○伊藤委員　具体的には検討事項というのが7項目あるらしいのですが、その中の最後7番目の「その他火力発電所等における環境アセスメントの迅速化に関する関連法令の制度・運用上の見直し」ということで、これに対して明確な基準を定めてほしいと事業者は言っているわけです。経済産業省もそれは定めるべきではないかという提案をしているのですが、環境省がこの1条項を全部削除して返してきた。やる気がないという返

答をして（7）を全部カットしてきたということなので、7はやはりやっていただかないと、実際に何も進まないということになりますので、7については、前のクールの最後の環境省との政務折衝の中でも、これはこういう話だったのではないかと念押しをすることが重要ではないかと思えます。

ベスト・アベイナビリティ・テクノロジーというのはとても厄介で、例えば石炭火力発電ですと、実証試験に入っているものとIGCCもこれがMUSTだと言われてしまったらものすごくハードルが高くなってしまいます。IGCCでないと駄目だと言われたら現在、実証試験中ですから、申請できるのは10年以上先になってしまうのです。ほぼ同等の性能のUSCがありますから、現在、事業運用されているものの最高レベルのものといった基準でも何でも結構なのですけれども、固定的な基準ではなくて、それが変動するような基準でもかまわないですが、いずれにしても何らかの基準が示されない限り、恐らくこの環境アセスメントの問題というのはクリアできない状態が続くと思えます。

○安念委員 この連絡会議の資料というのはこの他にもいろいろ出ているのですか。

○小村参事官 資料そのものは開催時に出ていますけれども、どういった議論かはあまりオープンになっていません。

○事務局 一部事業者からのヒアリング等も行っていて、その資料がアップされていたりすると、あとは本当に表紙のこれくらいの今日こういうことをやりましたというだけがアップされています。会議のページ自体は存在しますが、情報はあまりないと思えます。

○伊藤委員 事業者資料はもうオープンになっています。頂戴したいと言ったら出してきましたので、これについては見ることができます。

○安念委員 その資料を私どもにも共有させてもらえませんか、お願いします。

どういう進行状況か事務局から瀬踏みをさせていただいて、その結果も見ながらもう一回検討してみましよう。

今日はどうも長時間ありがとうございました。